

火災等によるり災ごみの受入れについて

令和6年 北斗市環境課

火災、水害等による一般家庭のり災ごみの受入れについては、下記のとおりです。

1. 指定袋に入る大きさのごみ

分別して指定袋に入れ、下記のいずれかの方法で出してください。

- ①決められた通常の収集日に出す（1回5個まで）
- ②リサイクルンほくとに直接搬入する
- ③収集運搬許可業者に収集運搬を依頼する

なお、ごみの状態などで指定袋に入れることが困難な場合は、市に相談してください。

2. 粗大ごみ

粗大ごみは、下記のいずれかの方法で出してください。

- ①粗大ごみ収集日に出す
- ②リサイクルンほくとに直接搬入する
- ③収集運搬許可業者に収集運搬を依頼する

処理手数料は、消防署等発行のり災証明を添付して減免申請で無料になります。

なお、家電4品目（テレビ、洗濯機、洗濯乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン）でリサイクル可能なものは下記により処分してください。

- ①指定取引場所、許可業者に直接持ち込む

（株）馬場本商店（函館市西桔梗町 112-2 TEL49-6668）

（株）エキスパート（北斗市久根別 5-95-27 TEL83-2610）

- ②リサイクル協力店に依頼する

3. 家屋の解体廃材

全焼等で使用することができない状態の家屋の解体廃材は、一般廃棄物として市の処分場で受け入れます。

各施設での受入れできるものは以下のとおりですので、施設ごとに分別し、大きなものは受入可能な大きさに切断するなどして搬入してください。

処理手数料は、消防署発行のり災証明を添付して減免申請で無料となります。

- ・「リサイクルほくと」で受入れるもの

木くず、ガラスくず、陶器くず、畳、樹脂製サッシ、発砲断熱材、
グラスウール、瓦、流し台、洗面台等

柱状のものは太さ 15 cm、長さ 1.5m 程度のもの

板状のものは幅 90 cm、長さ 1.5m 程度のもの

(畳、戸扉は 1 枚もののままで可)

【北斗市館野 107-1 Tel74-4250 受入時間：月～土曜日 8：30～16：00】

- ・「中山最終処分場」で受入れるもの

燃え殻状のもの

太さ 15 cmを超える柱や梁

サイディング、ALC 板、モルタル壁材、外壁タイル、石膏ボード、
その他リサイクルほくとで受入れできないもの

(90 cm×90 cm程度で、埋立処分可能な大きさに切断してください)

【北斗市中山 87-1 受入時間：火～金曜日（祝祭日除く）(時間は要協議)】

なお、鉄骨、トタン板、金属製サッシ、配管などの金属類は取り外して、直接、業者に売却してください。

(株)エキスパート（北斗市久根別 5-95-27 Tel83-2610）

(株)エコネコル函館支社（函館市西桔梗町 246-27 Tel49-8880）

(株)馬場本商店（函館市西桔梗町 112-2 Tel49-6668）

(有)成田商会（森町字赤井川 197-1 Tel01374-5-2288）

4. その他

り災ごみであっても、自動車（部品）、バイク、ボイラー、ピアノ、ガスボンベ、コンクリートがら、残土、農業用ビニール、農機具など、通常でも市で収集できないごみとしているものは受入れできません。

運搬にあたっては、飛散しないよう荷台をシートで覆ってください。

り災ごみの処分にあっては、事前に市役所環境課にご相談ください。